

## ハラール認証飛騨牛輸出定着事業費補助金交付要綱

### (総則)

第1条 県は、世界的な新型コロナウイルス感染症の影響により、飛騨牛の需要が低調な状況を踏まえ、市場規模の大きいイスラム諸国への飛騨牛の輸出に取り組む県内食肉販売事業者（以下「補助事業者」という。）への支援を通じ、海外での飛騨牛ブランドの認知度向上や輸出拡大を図るため、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (欠格事由)

第2条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難さ

れるべき関係を有している個人又は法人等

- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、知事が別に定める期間において、知事が別に定めるハラル認証を取得した県外の食肉処理施設（以下「県外食肉処理施設」という。）で飛騨牛（飛騨牛銘柄推進協議会が定める基準を満たし、飛騨牛と認定されたものをいう。以下同じ。）等を食肉処理する事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、飛騨牛等を県外食肉処理施設に輸送するために必要な経費とする。

3 補助金の額は、県外食肉処理施設への輸送1回当たり10万円とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金交付申請書は、別記第1号様式のとおりとする。

2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金の交付申請期間は、知事が別に定める。

(補助金の交付決定)

第5条 規則第7条の規定による補助金の交付決定通知は、別記第2号様式により行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から15日以内とする。

(実績報告)

第7条 規則第13条の規定による実績報告は、規則第4条の交付の申請をもって、これを行ったものとみなす。

(額の確定)

第8条 規則第14条の規定による補助金の額の確定は、規則第5条の規定による交付の決定をもってこれを行ったものとみなす。

(補助金の交付の時期等)

第9条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第3号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第10条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第2条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第2条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第11条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以降5年間とする。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。



別紙

## ○年度ハラール認証飛騨牛輸出定着事業報告書

回数	県外食肉処理施設名	輸送日	食肉処理		輸送経費 (円)
			食肉処理日	処理頭数 (頭)	

合計輸送回数	回	合計金額	円
--------	---	------	---

※添付資料

輸送経費が分かる書類（写し）、と畜証明書（写し）、ハラール認証証明書（写し）、  
格付け証明書（写し）

第2号様式（第5条関係）

○第○○号  
○○年○月○日

様

岐阜県知事

○年度ハラール認証飛騨牛輸出定着事業費補助金交付決定について（通知）

年 月 日付けで申請のありました、標記補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、通知します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 交付の条件 岐阜県補助金等交付規則及びハラール認証飛騨牛輸出定着事業費補助金交付要綱の規定を遵守すること。

第3号様式（第9条関係）

〇〇年〇月〇日

岐阜県知事 様

申請者の住所又は所在地  
申請者の氏名又は名称  
（法人の場合）  
代表者の職氏名  
発行責任者職氏名

〇年度ハラール認証飛騨牛輸出定着事業費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号の で交付決定のあった標記補助金の交付を受けたいので、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 振込先金融機関及び本（支）店名
- 3 預金種別
- 4 口座番号
- 5 口座名義（フリガナ）

担当者 職 氏名	
TEL	